

# 新潟市感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金事業

## 【申請受付要領】

### ■ 受付期間

令和2年5月3日（日）から 同年6月30日（火）まで

### ■ 受付方法

**郵送受付のみ**となります。※令和2年6月30日（火）の消印有効  
（宛先）〒951-8061

新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 14階

新潟市協力金相談センター 受付係 宛

※ 封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

### ■ 申請に必要な書類の入手方法

① 新潟市ホームページからダウンロード

新潟市 協力金

検索

(URL)

[https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha\\_covid19/eigyoujitankyouryoku.html](https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha_covid19/eigyoujitankyouryoku.html)

② 市・区役所窓口

- ・新潟市役所 総合案内
- ・新潟市役所 経済部 産業政策課（ふるまち庁舎5階）
- ・各区役所 産業担当課

※ 開庁時間は、午前8時30分から午後5時30分までです（土日祝日を除く）。

※ 申請書類の郵送による提供は行いません。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での説明は行いません。ご不明な点は下記の問い合わせ先で説明します。

### ■ 問い合わせ先

新潟市協力金相談センター

（電話番号）025-211-8650

（受付時間）午前9時から午後6時まで（土日祝日を含む）

## 1 概要

令和2年4月21日に新潟県から出された施設の使用停止等の協力要請に応じた対象施設のうち、営業時間の短縮等に協力した飲食店を対象に、協力金を支給します。

## 2 対象者

- (1) 新潟市内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業および個人事業主であって、新潟県における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請」（令和2年4月21日）に記載された食事提供施設及び遊興施設のうち、県の要請に応じて、下記のとおり、新潟市内の店舗の営業時間短縮等を行っている飲食店。

市協力金の対象事業者と県の要請内容

対象	県の要請内容	対象期間
日本標準産業分類の中分類「飲食店」に該当する中小企業・個人事業主（下記対象 及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）	営業時間短縮の協力要請 ・ 朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請 （宅配・テイクアウトサービスを除く。） ・ <u>もともと朝5時から夜8時までの時間帯の中で営業している飲食店は、新潟県からの協力要請の対象外となっており、営業時間短縮や休業した場合でも、協力金の支給対象とはなりません。</u>	令和2年4月24日から5月6日までの全ての期間
日本標準産業分類の小分類「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に該当する中小企業・個人事業主	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 = 休業要請	令和2年4月24日から5月6日までの全ての期間

※対象となる飲食店の具体例は別表2を参照ください。

※中分類「持ち帰り・配達飲食サービス業」\*に該当する事業者は対象となりません。

\* 客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を提供する事業所のうち、その場所で飲食することを主たる目的とした設備を有さない事業所。

※「中小企業」の定義については本要領末尾の表を参照ください。

- (2) 新潟県の緊急事態措置（令和2年4月21日）以前から、本支給対象施設(別表2)を営業していること。（営業に許認可等が必要な場合は、その許認可等を取得していること）
- (3) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと。

### 3 支給額

- ・ 1事業者あたり 10万円
  - ・ 新潟市内に2つ以上の対象施設を有し、その全ての対象施設が営業時間の短縮等に協力した事業者 20万円
- ※ 1事業者あたり、1回限りの申請となります。

### 4 申請書類及び、申請受付期間、申請方法

(1) 申請受付期間 令和2年5月3日(日)から6月30日(火)まで

(2) 申請書の入手方法

① 新潟市ホームページからダウンロード

新潟市 協力金

検索

(URL)

[https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha\\_covid19/eigyoutitankyouryoku.html](https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha_covid19/eigyoutitankyouryoku.html)

② 市・区役所窓口

- ・ 新潟市役所 総合案内
  - ・ 新潟市役所 経済部 産業政策課 (ふるまち庁舎5階)
  - ・ 各区役所 産業担当課
- ※ 開庁時間は、午前8時30分から午後5時30分までです(土日祝日を除く)。  
※ 申請書類の郵送による提供は行いません。  
※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での説明は行いません。ご不明な点は協力金相談センターへお問い合わせください。

(3) 申請受付方法

- ・ 郵送受付のみとなります。 ※令和2年6月30日(火)の消印有効
- ・ 別表1で規定する提出書類を郵送してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

(宛先) 〒951-8061

新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 14階

新潟市協力金相談センター 受付係 宛

※ 封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

### 5 支給の決定及び支給の開始

- (1) 本協力金は、提出書類の受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に支給します。
- (2) 提出書類の審査の結果、本協力金の支給(不支給)の決定をしたときは、支給(不支給)に関する通知を送付します。
- (3) 本協力金は、支給を決定後、概ね1週間程度で指定口座へ振り込みます。
- (4) 申請書類の提出後、2週間を経過しても支給(不支給)に関する通知が来ない場合は、協力金相談センター(電話番号:025-211-8650)へお問い合わせください。

## 6 その他

- (1) 本協力金の支給に関して、必要に応じ、対象施設の休業等の取組状況や営業再開の状況等に関する検査を行い、又は報告を求めることがあります。
- (2) 本協力金の支給の決定後、申請内容に関して、虚偽や不正等が発覚した場合は、支給の決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返金するとともに、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額10万円に年率10.95%の割合で計算した額[新潟市感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金事業交付要綱第6条第2項]）を支払うことになります。

(参考)「中小企業」の定義について（中小企業基本法第2条第1項）

業種	資本金 又は 従業員	
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5000万円以下	50人以下
④ サービス業	5000万円以下	100人以下

別表1

提出書類一覧		チェックリスト
申請書	1. 新潟市感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金支給申請書 (様式1)	<input type="checkbox"/>
添付資料	2. 営業時間短縮要請等の市内対象施設一覧 (様式2) ※市内に2店舗以上の対象施設がある場合のみ	<input type="checkbox"/>
	3. 保健所が発行する、飲食店営業または喫茶店営業の 食品営業許可書の写し（事業所毎）	<input type="checkbox"/>
	4. 休業もしくは営業時間の短縮の状況がわかる資料（写しで可） 例) 休業を告知するHP、SNS、店頭ポスターの写真、チラシ、DM、新潟県 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書など ※休業する事業所等の名称や休業の期間、通常営業時間・営業時間短 縮後の営業時間の双方がわかるもの。	<input type="checkbox"/>
	5. 申請書記載の口座情報（金融機関名、振込先口座、口座名義 及び支店番号等）がわかる通帳等の写し (通帳の場合、表紙の裏など) ※申請者と同一名義の口座に限ります。	<input type="checkbox"/>

※チェックリストに☑を入れ、必要書類がそろっているか再度ご確認ください。

## 別表2

・日本標準産業分類、大分類M－飲食サービス業のうち、中分類76－飲食店が対象

(ただし、小分類番号760：管理、補助的経済活動を行う事業所は除く)

小分類番号	細分類番号	飲食店の種類	具体例
761 食堂、レストラン (専門料理店を除く)	7611	食堂、レストラン (専門料理店を除く) 主として主食となる各種の料理品をその場所で飲食させる事業所をいう。ただし、専門料理店、そば・うどん店、すし店など特定の料理をその場所で飲食させる事業所は小分類〔762、763、764〕に分類される。	食堂、大衆食堂、お好み食堂、定食屋、めし屋、ファミリーレストラン(各種の料理を提供するもの)
762 専門料理店	7621	日本料理店 主として特定の日本料理(そば、うどん、すしを除く)をその場所で飲食させる事業所をいう。	てんぷら料理店、うなぎ料理店、川魚料理店、精進料理店、鳥料理店、釜めし屋、お茶漬屋、にぎりめし屋、沖縄料理店、とんかつ料理店、郷土料理店、かに料理店、牛丼店、ちゃんこ鍋店、しゃぶしゃぶ店、すき焼き店、懐石料理店、割ぼう料理店
	7622	料亭 主として日本料理を提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。	料亭、待合
	7623	中華料理店 主として中華料理をその場所で飲食させる事業所をいう。	中華料理店、上海料理店、北京料理店、広東料理店、四川料理店、台湾料理店、ぎょうざ店、ちゃんぽん店、ファミリーレストラン(中華料理のみを提供するもの)、中華レストラン
	7624	ラーメン店 主としてラーメンをその場所で飲食させる事業所をいう。	ラーメン店、中華そば店
	7625	焼肉店 主として焼肉(自ら網で焼くもの)をその場所で飲食させる事業所をいう。	焼肉店
	7629	その他の専門料理店 主として他に分類されない特定の料理をその場所で飲食させる事業所をいう。	西洋料理店、フランス料理店、イタリア料理店、スパゲティ店、朝鮮料理店、印度料理店、カレー料理店、エスニック料理店、無国籍料理店、ステーキハウス、パーベキュー料理店、ジンギスカン料理店、ホルモン焼店
763 そば・うどん店	7631	そば・うどん店 主としてそばやうどんなどをその場所で飲食させる事業所をいう。	そば屋、うどん店、きしめん店、ほうとう店

小分類 番号	細分類 番号	飲食店の種類	具体例
764 すし店	7641	すし店 主としてすしをその場所で飲食させる事業所をいう。	すし屋
765 酒場、ビヤホール	7651	酒場、ビヤホール 主として酒類及び料理をその場所で飲食させる事業所をいう。	大衆酒場、居酒屋、焼鳥屋、おでん屋、もつ焼屋、ダイニングバー、ビヤホール
766 バー、キャバレー、ナイトクラブ	7661	バー、キャバレー、ナイトクラブ 主として洋酒や料理などを提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。	バー、スナックバー、キャバレー、ナイトクラブ
767 喫茶店	7671	喫茶店 主としてコーヒー、紅茶、清涼飲料などの飲料や簡易な食事などをその場所で飲食させる事業所をいう。	喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、珈琲店、カフェ
769 その他の飲食店	7691	ハンバーガー店 主としてハンバーガーをその場所で飲食させる事業所をいう。	ハンバーガー店
	7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店 主としてお好み焼き、焼きそば、たこ焼をその場所で飲食させる事業所をいう。	お好み焼店、焼きそば店、たこ焼店、もんじゃ焼店
	7699	他に分類されない飲食店 主として大福、今川焼、ところ天、汁粉、湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所をいう。	大福屋、今川焼屋、ところ天屋、氷水屋、甘酒屋、汁粉屋、甘味処、アイスクリーム店、サンドイッチ専門店、フライドチキン店、ドーナツ店、ドライブイン(食店であって主たる飲食料品が不明なもの)

#### 【参考】

##### ※ 飲食サービス業の総説

飲食サービス業とは、主として客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品又は飲料をその場所で飲食させる事業所並びに、客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で提供又は客の求める場所に届ける事業所及び客の求める場所において、調理した飲食料品を提供する事業をいう。なお、ここでいう調理とは、形状・性質を変える加熱、切断、調理(成型・味付)をいい、単に再加熱するだけのものは含まれない。また、百貨店、遊園地などの一区画を占めて飲食サービス業が含まれている場合、それが独立の事業所であれば本分類に含まれる。

##### ※ 中分類76－飲食店の総説

この中分類には、客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業所及び主としてカラオケ、ダンス、ショー、接待サービスなどにより遊興飲食させる事業所が分類される。なお、その場所での飲食と併せて持ち帰りや配達サービスを行っている事業所も本分類に含まれる。